

## 有機農業の振興に関する決議

有機農業は、農業の自然循環機能を増進し環境への負荷を低減するものであり、安全な農産物に対する消費者の需要に対応したものであるが、我が国における取り組みや理解はいまだ十分とは言えない状況にある。

こうした状況を踏まえ、有機農業推進の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体が生産、流通、消費、それぞれの側面から有機農業の推進に関する施策を総合的に講ずることにより、我が国における有機農業の確立とその発展を目指すため、昨年12月に「有機農業の推進に関する法律」が施行されたところである。

しかしながら、慣行農業を長年実施してきた大多数の農業者にとって、有機農業への急激な転換は、困惑と混乱が懸念される。そこで、有機農業を頂点とした環境保全型農業技術の段階的な導入を推進する必要性があり、地方公共団体との連携を強めて対処することになっている。具体的には、新技術の開発、栽培マニュアルの策定や実証等により適切に指導、助言、政策誘導するとともに、消費者へも有機農業に関する理解を促進することが求められる。

本市は田園型政令指定都市を標榜し、食糧供給基地として新潟県農業の中心的役割を担っていることから、農産物の安定供給に配慮しつつも、食の安全、安心の確保という国民ニーズにこたえるとともに、農地・水・環境保全事業も推進し、環境負荷を軽減する有機農業の振興に向けて、市民挙げての取り組みが必要である。

よって、本市議会は有機農業を振興するものである。

以上、決議する。

平成19年6月29日

新潟市議会